

令和6年度に向けて

～ 報酬改定による改訂&運用確認 ～

R6.3.21 集団指導資料
障害福祉課 支援班より

目次

《報酬改定による改訂内容》

- ①通院等介助の支給決定要件の変更
- ②入院中の重度訪問介護の利用対象者拡大
- ③自立訓練(宿泊型除く)の支給決定期間
- ④リワーク支援の利用
- ⑤個別支援計画の共有
- ⑥サービス担当者会議への本人参加
- ⑦モニタリング期間の変更
- ⑧申請時の医師意見書の開示
- ⑨個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

《プラン提出に伴う運用》

- ①提出書類(再確認)
- ②記載内容(確認&変更あり)

報酬改定による改訂内容

支給決定 基準の変更

①通院等介助の支給決定要件の変更

【現在の運用】

居宅 →→ 医療機関 →→居宅

【改訂内容】

※**目的地が複数**あって、**居宅が始点又は終点**となる場合

※障害福祉サービス等の事業所から目的地(病院等)への移動に係る通院等介助及び通院等乗降介助について、**同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件**に、算定可能となる。

支給決定 基準の変更

②入院中の重度訪問介護の利用対象者拡大

→入院中の特別なコミュニケーション支援利用

【現在の運用】

区分6かつ、入院又は入所前から利用していた者

【改訂内容】

※**区分4以上**かつ、入院又は入所前から利用していた者

報酬改定による改訂内容

支給決定基準の変更

③自立訓練(宿泊型除く)の支給決定期間

→機能訓練及び自立訓練の支給期間の更新

【現在の運用】

標準利用期間 → 1年更新可能

2年間

※審査会意見聴取必要

合計:3年間の支給決定

【改訂内容】

標準利用期間 → 1年更新可能 → 1年更新可能

2年間

※審査会意見聴取必要

※支援を受ける効果が具体的に

見込まれる場合審査会意見聴取を経る

合計:4年間の支給決定が可能

支給決定基準の変更

④リワーク支援の利用について

→休職期間中に復職支援として利用する就労移行支援・就労継続支援A・B型、生活介護、自立訓練を利用する際の提出書類の追加

【現在の運用】

リワーク支援の必要性について地区担当ケースワーカーに相談し、支給決定を受ける

【改訂内容】

支援の必要性について地区担当ケースワーカーに相談
+雇用先企業や主治医の意見書等を提出し、支給決定を受ける。

報酬改定による改訂内容

⑤個別支援計画の共有

【改訂内容】

事業所が作成する個別支援計画を相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、相談支援、地域定着支援を除く全サービス

⑥サービス担当者会議への本人参加

【改訂内容】

サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除く、**障害者本人の参加を原則**とし、本人の意向等を確認する。

報酬改定による改訂内容

計画相談の しおり変更

⑦モニタリング期間の変更

【改訂内容】

地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、標準より短い期間で設定することが望ましい場合の例を追加

①施設入所・GH利用者が地域移行等に係る意思が明確化する前段階にあつて、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

②重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者

③ライフステージの移行期にある障害児や複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

運用検討中

⑧申請時の医師意見書の開示

【周知内容】

支給決定時に市に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成に活用できる

報酬改定による改訂内容

運用検討中

⑨個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

【現在の運用】

個別サポート加算Ⅰ：児童発達支援

→著しく重度又は行動上

課題のあるケアニーズの高い児童

個別サポート加算Ⅱ

→児童相談所等との連携

(支援状況を年に1回以上共有)



【改訂内容】

個別サポート加算Ⅰ：児童発達支援

→**重度心身障害児等著しく重度の障害児**

個別サポート加算Ⅱ

→児童相談所等との連携

(支援状況を**半年に1回以上**共有)

新

個別サポート加算Ⅲ：放デイのみ

→不登校の状態にある児童に対し、学校との連携の下、
家族への相談援助を含め、支援を行った場合に算定可能

運用の確認 & 変更

①提出書類について

- 計画相談のしおり
P12～P15 参照

②記載内容について

- 単位、見取り図(アセスメント)の未記入可
 - ※確定版に負担上限額は必要
- サービス等利用計画(2)(案)の備考欄の記載
 - ※別紙記入例の①～④
 - ※特例決裁になる内容の詳細

サービス等利用計画(2)の記載例

(番号)

サービス利用計画書(2)

(案)

案の時の記載
は忘れずに

別紙様式4

「計画相談のしおり」より抜粋

支給量の確定に必要なため、1回あたりの
時間や週・月の回数等、具体的に記す

ニーズの発生順位	記入する 内容	サービス内容	サービス種別 (事業者等)	支給量			備考
				単位	回数	合計	
1	入浴は一人で行える部分もあるが、全てをできる訳ではない。家族がフォローできない部分を介助してほしい(本人・家族)	自分のできる部分(衣服の着脱)は継続して行ってもらい、洗髪等できない部分を介助する。	ヘルパーによる入浴介助 ※2人介助	居宅介護(身体介護) 〇〇ヘルパー事業所	例) 0.5H× 週3回	〇〇	〇〇
2	家族不在時の通院同行。関係ない方向に向かってしまったり、院内で落ち着いて座って待つことができない(家族)	病院への付き添い、関係ない方向に歩いた際には手を引いていく必要がある。院内では、落ち着いて座っていられるよう適宜声をかける支援が必要である。	ヘルパーによる通院同行 ※院内介助あり	居宅介護(通院等介助) △介護	例) 1.0H× 往復× 月2回	〇〇	〇〇
3	日中家にいるだけでなく、通所をして自分のできる範囲の活動してほしい(家族)	週5日安定して作業を行っていく。	日中活動の提供	就労継続支援B型 〇〇〇	当該月-8日	〇〇	〇〇
4	本人・家族の状況からニーズを把握していく	安定して生活するだけでなく、日中活動も充実させていく。	本人の生活・サービスに関する計画を作成する。 困った時の相談窓口	計画相談 ☆計画相談支援事業所	1階	〇〇	〇〇
	家族不在時・予定がある時に安心して過ごせる場所が必要	家族不在時・予定がある時に安心して過ごせる場所が必要	家族のレスパイトのために利用	日中一時支援 未定	15日	〇〇	〇〇

単位の未記入NG。

未記入可

記載してほしい
箇所です!!

地域生活支援事業のサービスも記入してください

支給決定前で課税状況が不明な場合は、計画案の段階では、1割負担額を記載。自己負担額を確認後、記載を修正し、本人への説明も行う。

必須項目!!

- ・ 計画作成予定月 H 年 月
- ・ サービス利用開始予定月 H 年 月
- ・ モニタリング期間 月ごと(ただし最初の 月までは毎月)
- ・ 支給量(例:身体介護 時間/月)

※いつから利用開始なのか分かるように記載
※特例支給の場合にはこの欄に理由を記載
※モニタリングの追加等も分かるように記載

利用者が署名・押印できない場合は、
計画内容を説明し同意を得た上で代
筆による記名押印は可。その場合は代
筆であることがわかるように代筆者の
記名が必要。

※週間ケア計画を

確定版の書面作成を省略する場合には、確定
版の用紙にも署名をもらう。
障害福祉課に提出されるものは(案)が基本の
ため、確定版には署名はない。

案

確定版

サービス利用計画(モニタリング)の有効期限	令和 年 月 日まで	サービス費合計	0	自己負担額	0
備考	本人または代理人の同意				
	日付	令和 年 月 日			
	署名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人			
	日付	令和 年 月 日			
	署名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人			